第 5454 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2016年)平成28年 4月 21日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 海外出張費

Ｑ：この度、海外出張することとなりましたが、この費用はどのようになりますか？

Ａ：次のように取り扱われます。

【解説】

海外渡航費は、業務遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として損金経理が認められます。したがって、業務遂行上必要と認められない旅費はもちろん、業務遂行上必要と認められる海外渡航費であっても通常必要と認められる金額を超える部分の金額は、原則として、その役員又は使用人に対する給与となります。

そして、その海外渡航が業務遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定されますが、次の旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとされます。

①観光渡航の許可を得て行う旅行
②旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
③同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

なお、業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行ったときは、その旅費を業務遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によりあん分し、後者については、その役員又は使用人に対する給与とされます。